



未来のために、いま選ぼう。

気候変動適応法 参考資料

平成31年3月28日
環境省地球環境局

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（**H30年11月27日閣議決定**）。その進展状況について、把握・評価手法を開発。
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

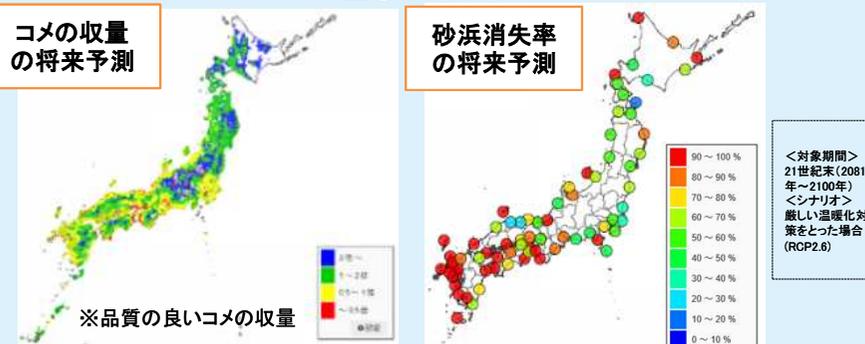


将来影響の科学的知見に基づき、
・高温耐性の農作物品種の開発・普及
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
・ハザードマップ作成の促進
・熱中症予防対策の推進
等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ



<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

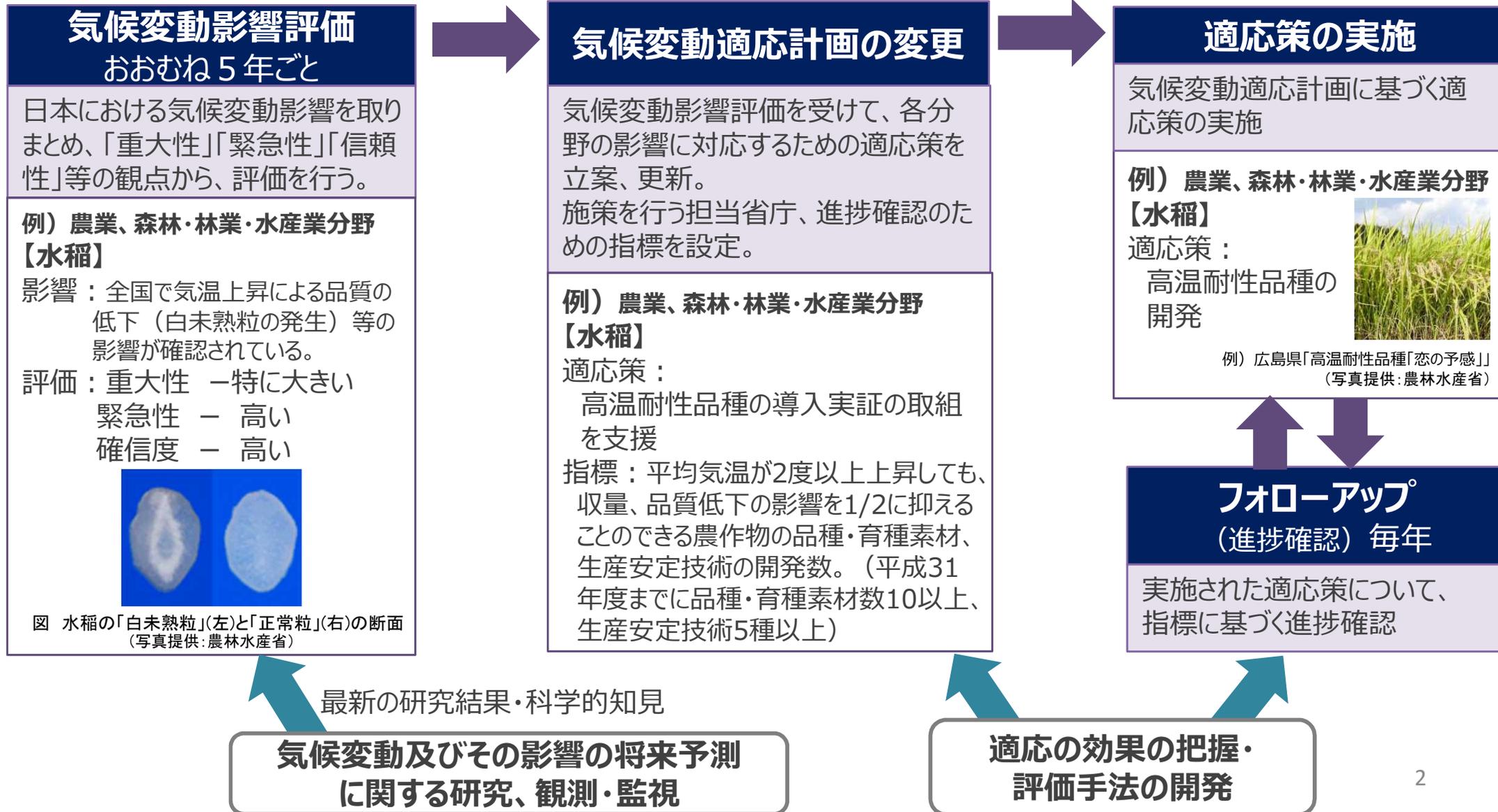
- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

あらゆる関連施策に気候変動を組み込む

5年サイクルで最新の科学的知見をもとに気候変動影響を評価
各分野の将来影響を加味した施策を立案し、実施します



環境省が旗振り役となって、我が国の適応を推進

環境大臣を議長とし、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」を新たに設置しました



関係府省庁間で緊密な連携体制を構築。
政府が率先して、総合的・計画的に気候変動適応に関する施策を推進します。

気候変動適応推進会議

構成員

議長
環境大臣

副議長
環境副大臣

平成30年12月3日に
第一回会合を開催

内閣官房

内閣府

金融庁

総務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

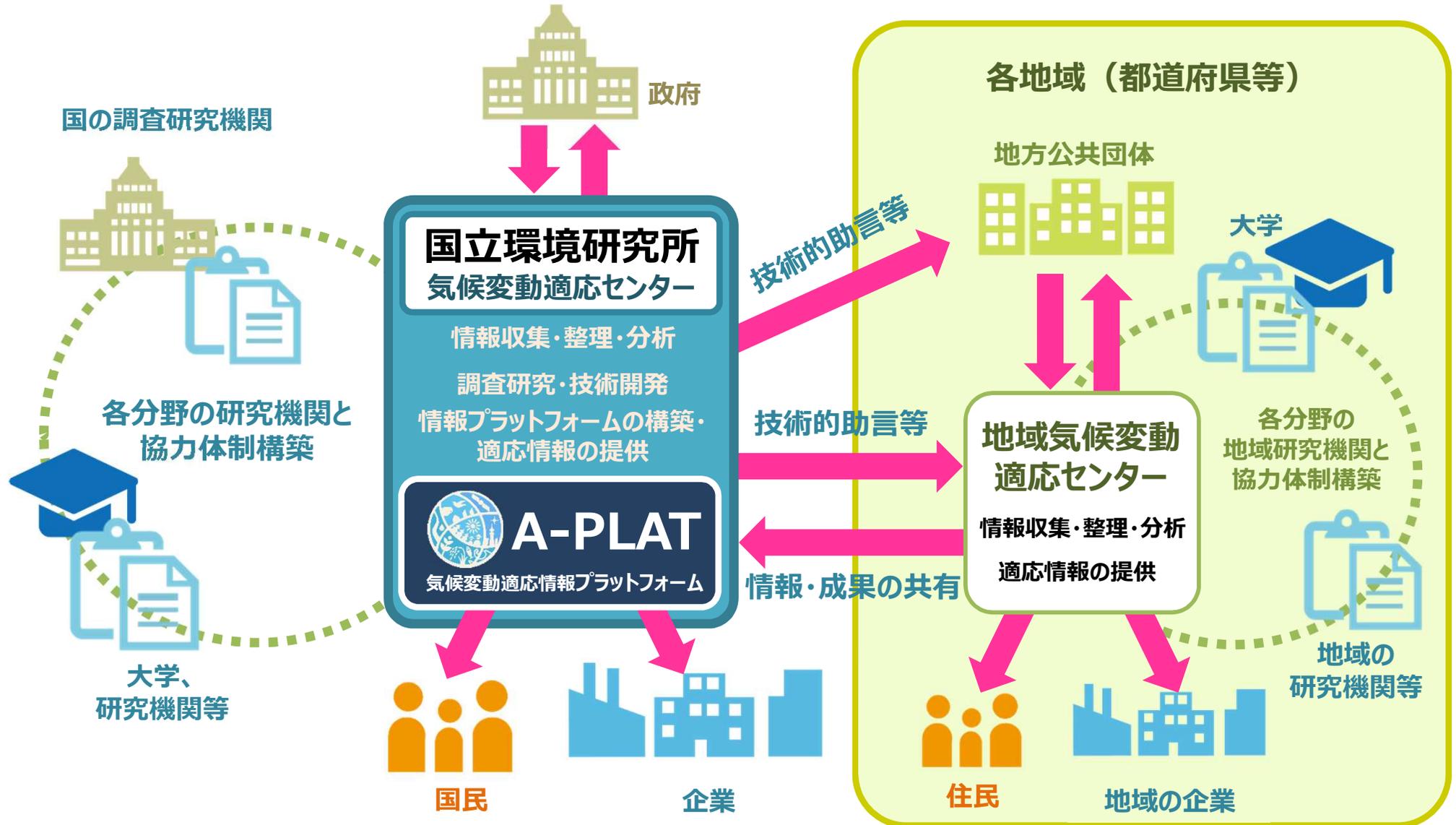
環境省

※庶務は環境省において行う。

国立環境研究所が情報基盤の中核に

平成30年12月1日に「気候変動適応センター」を設立しました

各分野の研究機関と連携し、気候変動影響及び適応に関する情報を集約し、
国、地方公共団体、企業、市民など各主体の取組の基盤を整備
地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的助言や支援を行います。



地域に根ざした適応の本格化

気候変動影響は、地域の地形や社会経済状況などによって様々
地域の特徴に応じたきめ細やかな適応を推進します



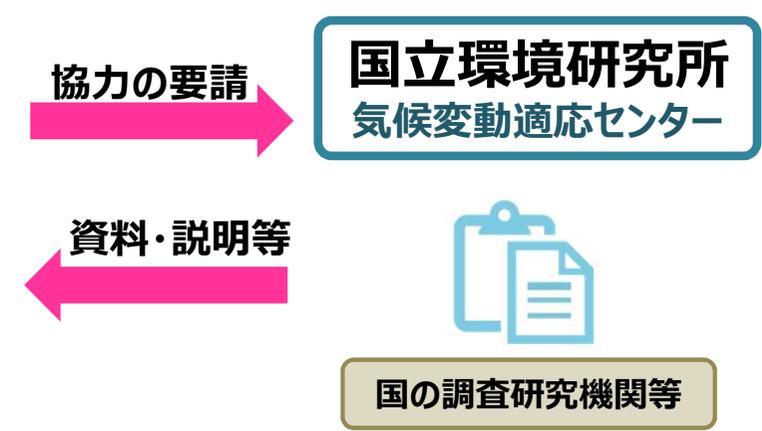
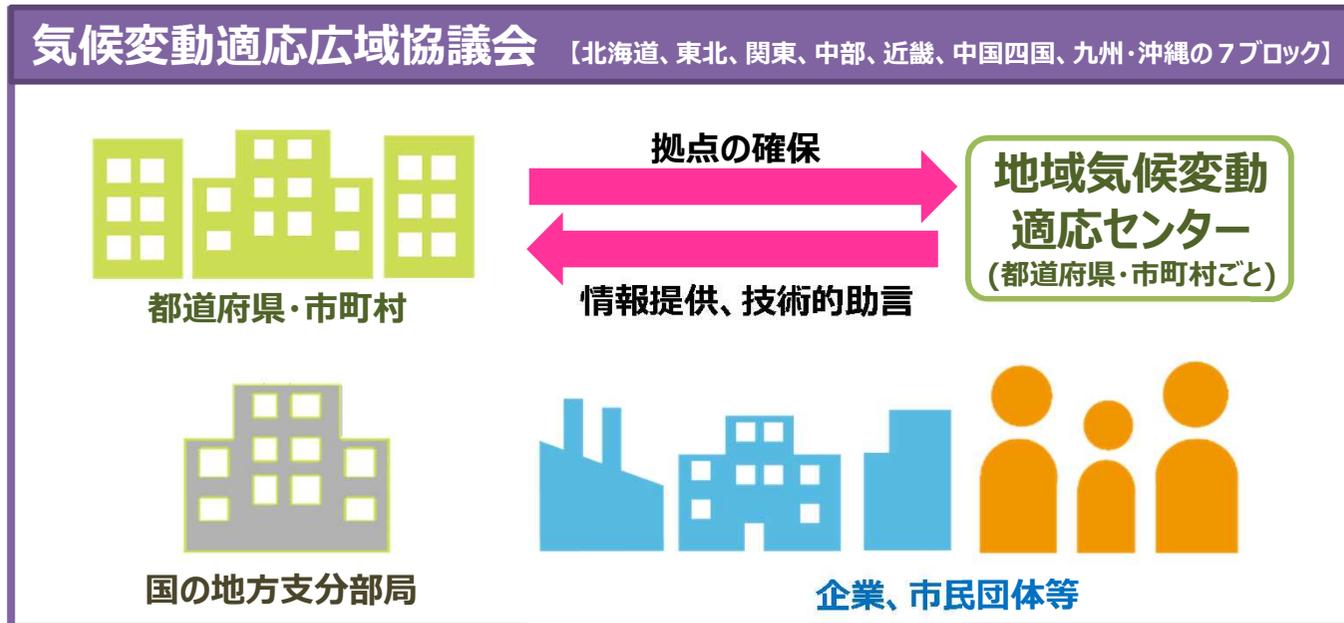
各都道府県・市町村でも「地域気候変動適応計画」が策定されます

これまでに46都道府県18政令指定都市が自主的な適応計画を策定。
今後は、法定の地域気候変動適応計画を策定し、適応策の充実を図る。

地域の情報拠点「地域気候変動適応センター」が立ち上がります

地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点を確保。
国立環境研究所と協力しながら、地域における情報の中核に。

地域ごとに「気候変動適応広域協議会」を立ち上げますー平成31年1月下旬～2月 ※庶務は各地方環境事務所が行う
ブロック内の地方公共団体、国の地方支分部局、研究機関、企業、市民が、県境を越えた広域の連携体制を構築。
地域内の共通の気候変動影響や、適応を進める上で共通の課題を共有し、地域における気候変動適応を効果的に推進。



民間企業や市民自らが適応に取り組む時代へ

情報提供等を通じて、国や地方公共団体が企業や市民の取組を支援 平成30年度末には民間企業向け適応ガイドを公表します

期待される役割

気候リスクマネジメント
事業活動を円滑に実施するため、
事業活動の内容に即した適応を推進

適応ビジネスの展開
適応に関する技術・製品・サービスの提供等、
新たなビジネス機会を開拓

気候変動適応に関する施策への協力



企業の取組

情報提供
取組支援



政府及び地方公共団体



市民の取組

期待される役割

気候変動適応行動の実施
気候変動適応の重要性
に対する関心と理解を深める

気候変動適応に関する施策への協力
日常生活において得られる
気候変動影響に関する情報の提供など

<適応の例>

- ・従業員（特に屋外労働従事者）の熱中症対策
- ・事業所の緑化、排熱対策

- ・風水害や高潮等に対する事業継続計画（BCP）の策定
- ・サプライチェーン全体のリスクマネジメント

- ・工場での生産過程で使用する水の削減、効率化
- ・排水の循環利用や雨水の活用

<影響の例>

猛暑・熱中症



気象災害



渇水



<適応の例>

- ・暑い日の運動や外出時は、涼しい場所で休憩を取る
- ・水分補給をしっかりと行う

- ・ハザードマップ（洪水被害予測地図）の確認、避難経路の確認

- ・家庭や学校での節水、雨水の利用

アジア太平洋地域の適応を日本の技術で支援

2020年までに国際的情報基盤としてAP-PLATを構築します



アジア太平洋適応情報プラットフォーム (AP-PLAT) の三本柱

科学的な知見

- 気候リスクデータの開発、既存情報・知見の収集、整理、加工、分析



ツール

- 適応計画および適応施策のための支援ツールキットの開発。有用な先進事例、ガイドライン等の共有。

人材育成

- 影響評価、情報管理、適応アクションに向けた能力強化
- 科学的データと事業ニーズのマッチング

➤ 2020年までに気候リスクデータ・適応情報に関する国際的な情報基盤としてAP-PLATを構築

➤ AP-PLATが提供する情報を基に、途上国の科学的な知見に基づく適応策の立案・実施を支援。適応ビジネスの海外展開や既存の資金制度を活用した案件形成も側面支援。

国際パートナーからの情報



ADBで開発された気候リスク情報



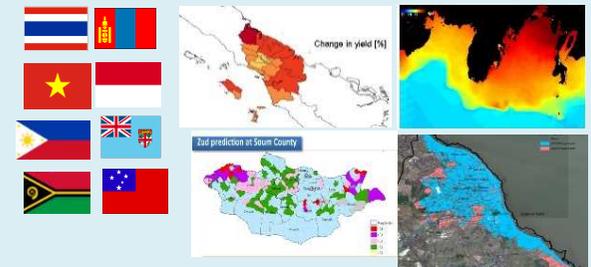
アジア太平洋地域適応ネットワーク
世界適応ネットワーク

気候リスク情報の可視化



気候変動影響評価マップ (WEB-GIS)

二国間事業における科学的な気候リスク情報・事例



インドネシア・フィリピン・島嶼国・モンゴルの事例

情報管理・案件形成の能力強化



パートナー機関による能力強化研修

地域情報プラットフォームの構築



タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究

気候変動適応計画の概要

平成30年11月27日閣議決定

使命・目標

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な気候変動適応の推進

気候変動影響の被害の防止・軽減

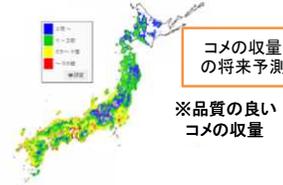


国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全

安全・安心で持続可能な社会



気候変動適応情報プラットフォーム



コメの収量の将来予測
※品質の良いコメの収量

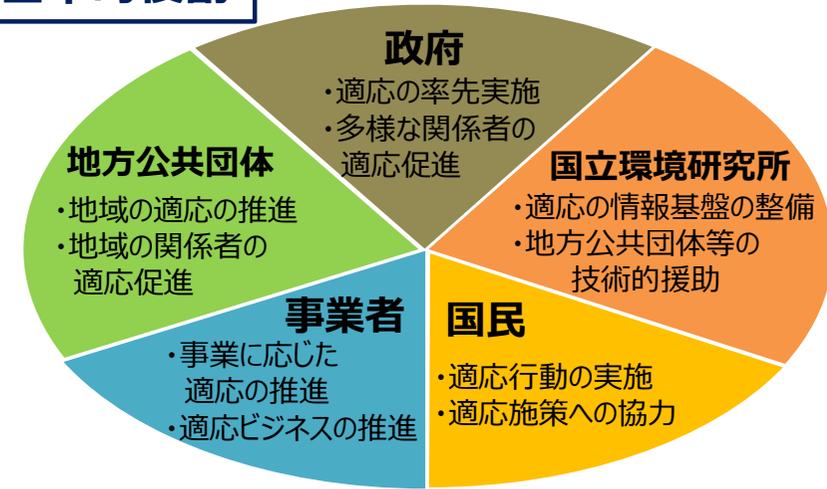
<対象期間> 21世紀末（2081年～2100年）
<シナリオ> 厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）

計画期間

21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後概ね5年間における施策の基本的方向等を示す

基本的役割

関係者の具体的役割を明確化



基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進

1 あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
農業・防災等の各施策に**適応を組み込み**効果的に施策を推進

2 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
観測・監視・予測・評価、**調査研究**、**技術開発**の推進

3 研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
国立環境研究所・国の研究機関・**地域適応センター**の連携

4 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
地域計画の策定支援、**広域協議会**の活用

5 国民の理解を深め、事業者の適応ビジネスを促進する
国民参加の影響モニタリング、**適応ビジネス**の国際展開

6 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
アジア太平洋地域での**情報基盤作り**による途上国支援

7 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携

進捗管理

気候変動影響の評価と気候変動適応計画の進捗管理を定期的・継続的に実施、PDCAを確保

気候変動影響の評価

中央環境審議会に諮問し、2020年を目途に評価

適応計画の進捗管理

年度単位でフォローアップし、PDCAを確保

評価手法等の開発

適応の効果の把握・評価手法の開発

